

地域外からの労働者確保に関する特記仕様書

第1条

本事業は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、事業実施にあたって不足する労働者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、造林事業請負予定価格積算要領(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林国業第 242 号林野庁長官通知 最終改正令和 8 年 3 月 31 日付け 7 林国業第 292 号)に基づく金額相当では適正な事業の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行事業である。

共通仮設費のうち営繕費

労働者送迎費、宿泊費、借上費
(労働者確保に係るものに限る。)

現場管理費のうち労務管理費

募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第2条

発注者は、当初契約締結後、予定価格に対する実績変更対象費の割合を受注者に提示するものとする。

第3条

受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式 1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

第4条

最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者は、実績報告書(様式 2)及び実績変更対象費として実際に支払った全ての費目(様式 5 から 13)及び証明書類(領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に月毎に提出し確認を受け、設計変更の内容について協議するものとする。

第5条

受注者の責めによる事業工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

第6条

実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、造林事業請負予定価格積算要領に基づく算出額から実施計画書(様式 1)に記載された共通仮設費の計上額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

また、現場管理費は、造林事業請負予定価格積算要領に基づく算出額から実施計画書(様式 1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。

第7条

受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

第8条

疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の試行事業の運用基準

森林災害復旧造林事業等の本格化に伴う事業件数の増加等により、労務市場がひっ迫し事業箇所近隣だけでは労働者を確保できず、地域外から労働者を確保せざるを得ない場合に「労働者の宿泊に要する費用」、「労働者の輸送に要する費用」及び「労働者の赴任手当」など（以下「労働者確保に要する間接費」という。）について、現行の積算基準により算出した労働者確保に要する間接費と乖離が生じる可能性があることから、受注者の支出実績を踏まえて共通仮設費及び現場管理費を設計変更により対応する試行事業における運用基準を定めるものである。

1 対象事業

三陸中部森林管理署が発注する大槌町の国有林森林災害復旧造林事業で、入札公告及び入札説明書に当該設計変更の試行事業である旨を明示している事業。

なお、既契約事業において、監督職員から特記仕様書の変更指示があった場合を含む。

2 対象とする範囲

事業箇所から、雇用した労働者の派遣元となる（下請け次数は問わない）本社、若しくは支店の所在地までの労働者輸送距離が直線 30 km 以上であること。

なお、設計変更の対象は労働者（ 1 ）とし、社員等従業員（技術者を除く）（ 2 ）は対象としない。

（ 1 ）労働者とは、

・直接肉体的、若しくは技能的労働に伴って事業に従事する者。

（例：普通作業員、世話役、重機オペレータ、特殊作業員、交通誘導員など）

（ 2 ）社員等従業員とは、

・元請企業が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。

（例：現場代理人、現場管理を行う技術員など）

・特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員、補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者。

（例：倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員など）

3 対象となる間接費

労働者確保に要する間接費は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費（率分）のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）とする。

（1）共通仮設費のうち営繕費

1）借上費

現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借りに要した地代、及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借り上げた場合に要した費用。

2）宿泊費

労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用（食事代は除く）。

3）労働者送迎費

労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要した費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等を含む）。

(2) 現場管理費のうち労務管理費

1) 募集及び解散に要する費用

労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当。

2) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用

ア 労働者の早出、残業時の食事費（事業主負担分）、食事補助費。

イ 支給した交通費

・労働者の住居から会社、または現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当。

・会社から現場、あるいは現場から現場までの交通機関等の実費費用に応じて支給される手当。

・地域外の事業等で、労働者個人が立て替え払いした旅費の支弁に当たる手当。

4 予定価格に対する実績変更対象費の割合の提示方法

契約後に受注者の意思を確認し、当該設計変更に係る措置を希望する場合は、「予定価格に対する実績変更対象費の割合」を次の例を参考に監督職員が受注者に対し提示するものとする。

なお、提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」は、造林事業請負予定価格積算要領の工種区分ごとに共通仮設費、または現場管理費に占める実績変更対象費の割合から算出した実績変更対象費の事業価格に対する割合とする。

提示例

本事業特記仕様書第2条に定める予定価格に対する実績変更対象費の割合を次のとおり提示する。

費 目	割合（％）	備 考
共通仮設費のうち実績変更対象費	〇．〇〇	事業価格に対する割合
現場管理費のうち実績変更対象費	〇．〇〇	事業価格に対する割合
事業価格	1 0 0	
消費税相当額	1 0	
本事業費計	1 1 0	

提示する「予定価格に対する実績変更対象費の割合」は、次式により算出する。

【共通仮設費】（共通仮設費×共通仮設費に占める実績変更対象費の割合）÷事業価格

【現場管理費】（現場管理費×現場管理費に占める実績変更対象費の割合）÷事業価格

5 実施計画書の提出

受注者は、本事業特記仕様書第3条に基づき発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象費にかかる費用の内訳として実施計画書（様式1）を監督職員に提出する。

6 実績変更対象費として支払った証明書類等の提出

受注者は、「労働確保に要する間接費」の設計変更を請求する場合は、実績変更対象費として実際に支払った全ての費目を集計した変更の実施計画書（様式 2）と費目別の集計表（様式 5～13）、及びその証明書類（領収書、領収書を取得できないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。

なお、証明書類等は原則 1 ヶ月ごとにとりまとめて提出するものとし、提出期限については協議のうえ決定する。

7 実績変更対象費として実際に支払った全ての証明書類の確認方法

（1）共通仮設費のうち営繕費

1）借上費

ア 当該費用として支払った金額等について整理した集計表（様式 5）。

イ 賃貸契約に係る契約書の写し、借り上げに要した領収書（税抜き額が確認できるもの）（ 3 ）を添付すること。なお、賃貸契約に記載されている敷金、礼金その他賃貸契約にかかる費用（税抜き額が確認できるもの）を含む。

2）宿泊費

ア 当該費用として支払った金額等について整理した集計表（様式 6）。

イ 旅館、ビジネスホテル等の宿泊に要した労働者ごとの領収書（税抜き額が確認できるもの）（ 3 ）を添付すること。

ただし、一泊当たりの宿泊費は食事代を除いた額とし、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 25 年大蔵省令第 45 号）別表第 2 の 1 に定める 10 級以下の職務にあるものの宿泊費基準額を上限とした実費により、設計変更の協議を行うものとする。

3）労働者送迎費

ア リースや自社等のマイクロバスを手配して、雇用した労働者の派遣元となる（下請け次数は問わない）本社、若しくは支店から現場までの労働者を送迎に要した費用を対象とする。

イ 当該費用として支払った金額等について整理した集計表（様式 7～10）。

ウ 会社が運転手に支給した賃金等が確認できる調書等（受領書等）の写し（ 4 ）を添付すること。

エ 車両の賃貸料（損料）及び燃料に要した領収書（税抜き額が確認できるもの）（ 3 ）を添付すること。

なお、車両の損料単価は森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号）により算出した額を参考として協議により設定するものとし、下記算定式により損料額を決定する。

【算定式】車両損料＝走行時間（h）×損料単価（円/h）

また、燃料費については当該車両の平均燃費を算出し、走行距離を乗じて燃料消費量とする。

オ 労働者の送迎に自社の車両を使用した場合等で、有料の自動車専用道路等を利用した場合は、通行に要した領収書（税抜き額が確認できるもの）（ 3 ）を添付すること。

なお、ETC で精算した場合は利用証明書、若しくは履歴の明細等（ 3 ）を添付すること。

(2) 現場管理費のうち労務管理費

1) 労働者の赴任手当、帰省旅費及び帰省手当に要する費用

ア 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式 11)。

イ 会社が当該費用として労働者に支給した額が確認できる調書等(受領書等)の写し(4)を添付すること。

ウ 労働者の所在地が確認できる書類(免許証、社員証等)の写しを添付すること。

2) 労働者の早出、残業時の食事費(事業主負担分)、食事補助費に要する費用

ア 賃金以外の食事に要する費用は、所定労働時間を越える作業を行う場合に適用されるものであり、受注者から当該費用にかかる証明書類が提出された場合、監督職員はその必要性について確認するものとする。

当該費用が必要と認められるケースは、

- ・当該事業の特記仕様書において、所定労働時間を越える作業であると明記されている工事。

- ・協議において、所定労働時間外の作業を行うこととなった場合

イ 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式 12)。

ウ 会社が当該費用として労働者に支給した額が確認できる調書等(受領書等)の写し(4)、及び食事に要した領収書等(税抜き額が確認できるもの)(3)を添付すること。

3) 通勤等に要する費用

ア 当該費用として支払った金額等について整理した集計表(様式 13)。

イ 会社が当該費用として労働者に支給した額が確認できる調書等(受領書等)の写し(4)、または労働者個人が立て替え払いした旅費の支弁に当たる費用の領収書(税抜き額が確認できるもの)(3)を添付すること。

ウ 通勤に使用する車両の賃貸料(損料)及び燃料に要した領収書(税抜き額が確認できるもの)(3)を添付すること。

なお、車両の損料単価は森林整備保全事業建設機械経費積算要領(平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 134 号)により算出した額を参考として協議により設定するものとし、下記算定式により損料額を決定する。

【算定式】車両損料 = 走行時間(h) × 損料単価(円/h)

また、燃料費については当該車両の平均燃費を算出し、走行距離を乗じて燃料消費量とする。

エ 通勤に有料の自動車専用道路等を利用した場合は、通行に要した領収書(税抜き額が確認できるもの)(3)を添付すること。

なお、ETC で精算した場合は利用証明書、若しくは履歴の明細等(3)を添付すること。

(3) 証明書類として提出する領収書等は、コピーを可とする。

(4) 労働者本人の受領印、または本人のサインが確認できる資料、及び賃金・手当等を銀行振込で行っている場合は、銀行の受付印のある給与振込依頼書(個別内訳を含む)、または振込領収書(個別内訳を含む)の写しとする。

8 設計変更契約にかかる積算価格の算出

- (1) 設計積算要領に基づき共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を算出する。
- (2) 受注者に提示した「予定価格に対する実績変更対象費の割合」の算出に用いた共通仮設費、または現場管理費に占める実績変更対象費の割合から、実績変更対象費の発注者側の金額を算出する。
- (3) 受注者から提出された実施計画書（様式1）、及び変更実施計画書（様式2）から、実績変更対象費の受注者側の金額を算出する。
- (4) 実績変更対象費の発注者側の金額と受注者側が実際に要した金額（証明書類において確認された費用（税抜き）の合計）を用いて、実績変更対象費の積み上げ額（設計変更対象費（積上））を算出し、それを加えた共通仮設費、または現場管理費を算出する。

その際、「実績変更対象費の発注者側の積算額（間接費率計上額）」が、「受注者が提出した実績変更計画書の額（支出実績額）」を越えないものとする。

【算出例】○「共通仮設費」の「設計変更対象費（積上）」の額の算出

費 目	金 額	備 考
支出実績額(共通仮設費分)	3,000,000円	(3)
間接費率計上額(共通仮設費分)	2,000,000円	(2)
設計変更対象費(積上)(共通仮設費分)	1,000,000円	(3) - (2)

設計変更対象費（積上）（共通仮設費分）がマイナスとなった場合、設計変更対象費の積み上げによる変更設計は行わない。（積算基準により共通仮設費を算出する。）

○「現場管理費」の「設計変更対象費（積上）」の額の算出

費 目	金 額	備 考
支出実績額（現場管理費分）	2,000,000円	(3)
間接費率計上額（現場管理費分）	1,500,000円	(2)
設計変更対象費（積上）（現場管理費分）	500,000円	(3) - (2)

設計変更対象費（積上）（現場管理費分）がマイナスとなった場合、設計変更対象費の積み上げによる変更設計は行わない。（積算基準により現場管理費を算出する。）

地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用基準（大槌町） Q & A

項番	質問事項	回 答	備 考
1	本運用基準の対象となる事業とは、どのような事業か？	対象となる事業は、大槌町の国有林森林災害復旧造林事業で、入札公告及び入札説明書に当該設計変更の試行事業である旨を明示している事業となります。	
2	仮設宿舍建設費等は実績変更の対象となるか？	対象外です。	
3	他県企業等の社員を一時的に元請企業の社員とした後に技術者等として配置した場合、宿泊費等の経費は実績変更の対象となるか？	対象外です。	
4	被災地以外からの労働者確保が目的のようであるが、近隣在住者も対象となるか？	すべての労働者が対象となります。	
5	労働者が対象事業に従事していたかの確認方法は？	領収書、賃金台帳、作業日報、出勤簿等により確認します。	
6	受注者が被災地以外に拠点を置く企業でも対象か？	対象となります。	
7	交通誘導員は対象か？	対象となります。	
8	労働者送迎費等の確認方法は？	運転日報や領収書等で確認します。	
9	帰省旅費は対象となるか？	発着地の分かる領収書で確認できれば対象となります。	
10	労働者宿舍のリース料・運搬費は対象か？	対象外です。	
11	複数事業に従事した労働者の宿泊手当はどの事業に計上するか？	適切な証明資料により確認します。	
12	毎週末の帰省費用は対象か？	実際に支払った費用を確認できれば対象です。	
13	マイクロバス同乗者への通勤手当は対象か？	労働者送迎費のみ対象です。	
14	借家の敷金返還があった場合は？	最終的に支払った金額が対象です。	
15	労働者帰省時の車両費用は対象か？	車両損料・燃料費として計上可能です。	
16	現場事務所リース代や地代は対象か？	地代は対象、建物費は対象外です。	
17	仲介手数料、保険料等は対象か？	契約に必要な経費は対象です。	
18	リース車両の駐車場代は対象か？	必要経費として対象となります。	
19	家電・寝具などのリースは対象か？	対象外です。	
20	光熱水費は対象か？	対象外です。	
21	長期借上げ宿舍費は対象か？	事業期間分を実績計上できます。	
22	車両燃料費や整備費は対象か？	条件を満たせば計上可能です。	
23	15人超車両の損料は？	協議により決定します。	
24	休日出勤時の食事費は対象か？	所定労働時間外作業の場合は対象です。	
25	税抜額の確認方法は？	税抜計算書等を添付します。	
26	宿泊費の一括請求時は？	宿泊者別内訳書で確認します。	
27	宿泊費のみ請求でも対象か？	対象となります。	
28	下請建設の仮設宿舍借上げは？	対象外です。	
29	仮設宿舍＋食事提供の場合は？	食事は対象外です。	
30	購入車の送迎費は対象か？	車両購入費・車税・保険料は対象外です。	

項番	質問事項	回 答	備 考
31	食事補助費対象範囲は？	所定労働時間外作業の場合です。	
32	求人広告費は対象か？	対象となります。	
33	面接交通費は対象か？	対象外です。	
34	下請への宿泊費支払い確認方法は？	領収書等で確認します。	
35	実績変更分にも請負率を掛けるか？	掛けます。	
36	二次・三次下請も対象か？	対象です。	
37	会社～宿舎、宿舎～現場の燃料費は対象か？	募集解散費または通勤費・送迎費として対象です。	
38	技術者を含む借上住宅は対象か？	技術者は借上費対象外です。	
39	出張手当は対象か？	原則対象外です。	
40	技能講習修了証は証明資料になるか？	使用可能です。	
41	軽油税の取扱いは？	消費税率で割戻して算出します。	
42	自社宿舎の宿泊費は対象か？	対象外です。	
43	民間宿泊施設は対象か？	許可施設なら対象です。	
44	労働者宿舎建設作業員の宿泊費は対象か？	見積りに含まれます。	
45	土日祝の宿泊費は対象か？	妥当性が認められれば対象です。	
46	通勤時間割増手当は対象か？	対象外です。	
47	社員等従業員の経費はどこに計上？	通常の現場管理費に含まれています。	
48	民家借上費の上限は？	明確な上限はありません。	
49	リース車両費の扱いは？	契約に応じて計上します。	
50	有料道路の利用基準は？	一般的利用なら対象です。	
51	労働者・車両の証明資料は必要か？	必須です。	
52	宿泊費様式 6 の記載方法は？	労働者別の証明が必要です。	
53	現場間移動費は通勤費か？	事業ごとに区分して計上します。	
54	給油やETC費用は領収書のみでよいか？	距離や燃費資料が必要です。	